

○守口市子ども・子育て会議設置条例

平成25年10月7日条例第31号

改正

平成29年2月27日条例第1号

平成29年12月21日条例第42号

令和5年2月15日条例第2号

守口市子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項に規定する合議制の機関として、守口市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、市長の諮問に基づき、次に掲げる事項を調査審議し、答申するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事項
- (2) 児童福祉に関する事項

(委員)

第3条 子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 教育関係団体の代表者
- (4) 医療関係団体の代表者
- (5) 事業主の代表者
- (6) 労働者の代表者
- (7) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の代表者
- (8) 市民
- (9) 関係行政機関の代表者
- (10) その他市長が適当と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 子育て会議に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解職されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、最初に行われる会議は、市長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子育て会議は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(部会)

第7条 子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を子育て会議に報告する。
(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、児童福祉主管課において処理する。
(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年2月27日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年12月21日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年2月15日条例第2号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。